

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

研究不正防止の基本方針

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターにおける、研究活動における不正行為（「捏造」、「改ざん」、「盗用」）及び研究費の不正使用（以下、「研究不正」という。）を防止するため、以下のとおり基本方針を定める。

1. 責任体系の明確化

法人全体が一丸となって研究不正の防止に取り組むため、法人内の責任体系、責任の所在及び権限を明確に定める。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

研究不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図るため、研修や意識啓発活動の実施による職員の意識向上や、適切な事務手続きが実施されるルールの整備を行う。

3. 不正発生要因の把握及び不正防止計画の策定と継続的实施

研究不正防止のために職員が取り組むべき事項を明確化し、職員の自発的な取組みの推進と予期せぬ不正発生を防止するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画の策定及び継続的な見直しを実施する。

4. 研究費の適正な執行管理

職員と業者との癒着の発生など、不正につながりうる問題を未然に防止し、研究費の適正な予算執行を行うため、他部門の職員等第三者による実効性のあるチェック体制を構築し、あわせて必要な事務手続きを定める。

5. 情報公開と透明性の確保

実効性のある不正防止体制を整備する上で不可欠な外部の協力を得るため、また、法人としての取組みの透明性を確保するため、研究不正防止に係る基本方針、相談窓口を含む体制、規程類、不正防止計画等を公開する。

6. モニタリング体制の整備

研究不正の発生を抑制するとともに、不正発生要因の把握及び分析を行うため、実効性のあるモニタリング体制を整備し、これを実施する。